

平成十四年法律第二百八十号
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 役員及び職員（第七条—第十二条）

第三章 業務等（第十三条—第二十四条）

第四章 雑則（第二十五条—第二十八条）

第五章 罰則（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 総則（目的）

この法律は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構とする。（機構の目的）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）は、鉄道の建設等に関する業務及び鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成その他の支援に関する業務を総合的かつ効率的に行うことにより、輸送に対する国民の需要の高精度化、多様化等に的確に対応した大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立並びにこれによる地域の振興並びに大都市の機能の維持及び増進を図り、もって国際経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（中期目標管理法人）

機構は、通則法第二条第二項に規定する中期目標管理法人とする。
（定義）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 鉄道事業 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業及び軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道事業をいう。

二 鉄道事業者 鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者をいう。

三 新幹線鉄道 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）による新幹線鉄道をいう。

四 主要幹線鉄道 大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。以下同じ。）と地方の中核都市とを連絡する中距離の旅客輸送の需要に応ずる鉄道のうち新幹線鉄道と直接又は間接に接続することにより大都市圏と地方の中核都市間ににおける最も適切な輸送経路を形成し、又は形成することとなるもの及び主として長距離の貨物輸送の需要に応ずる鉄道をいう。

五 都市鉄道 大都市圏その他政令で定める大都市（その周辺の地域を含む。）における旅客輸送の需要に応ずる鉄道（軌道を含む。）をいう。

六 海上運送事業者 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第三条第一項又は第二十一条第一項（これららの規定を同法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けた者

ロ イに掲げる者の事業の用に供する船舶の貸渡し（定期借船を含む。）をする事業を営む者であつて、海上運送法第三十三条において準用する同法第二十三条第一項の規定による船舶登録を受けた者

（事務所） 機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

機構の資本金は、附則第二条第四項並びに第三条第四項及び第五項の規定により政府から出資があつたものとされた金額並びに同条第四項の規定により株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十五条第一項の規定による解散前の日本政策投資銀行（以下「旧日本政策投資銀行」という。）から出資があつたものとされた金額の合計額とする。

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員
（役員）

機構に、役員として、その長である理事長及び監事三人を置く。

（副理事長及び理事の職務及び権限等）

副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長（副理事長が置かれているときは、理事長及び副理事長）を補佐して機構の業務を掌理する。

副理事長及び理事の職務及び権限等

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていらない場合であつて理事が置かれているときは理事、副理事長及び理事が置かれていないとときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

（副理事長及び理事の任期）

副理事長の任期は四年とし、理事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条 通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の役員又は職員（非常勤の者を除く。）

二 鉄道事業者、海上運送事業者若しくは第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十九条の二第一項第一号（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。第十五条第一項及び第十七条第七項において同じ。）に掲げる業務に限る。）の対象となる事業、第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十三条第一項第一号に掲げる業務に限る。）の対象となる事業若しくは第十三条第二項第三号に掲げる業務の対象となる事業等を行うその他の者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三 船舶、船舶用機器若しくは船舶用品の製造、修繕若しくは貸付けの事業を営む者又はこれららの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四 前号に掲げる者のほか、物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて、これが同一の名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

五 運輸事業を営む者であつて第十三条第一項第一号若しくは第五号に定める鉄道施設若しくは軌道施設に係る鉄道若しくは軌道と競争関係にあるもの又はこれらの者が法人であるときはそ

の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

六 第二号から前号までに掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十条第一項」とする。

（役員及び職員の秘密保持義務）

機構の役員及び職員は、第十三条第一項第七号、第九号及び第十号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 新幹線鉄道に係る鉄道施設の建設を行うこと。
- 二 新幹線鉄道の建設に関する調査を行うこと。
- 三 第一号の規定により建設した鉄道施設を当該新幹線鉄道の営業を行う者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 四 前号又は第六号の規定により貸し付けた鉄道施設に係る災害復旧工事をを行うこと。
- 五 国土交通省令で定める規格を有する鉄道（新幹線鉄道を除く。）又は軌道に係る鉄道施設又は軌道施設の建設及び政令で定める大規模な改良（以下「大改良」という。）を行うこと。
- 六 前号の規定により建設又は大改良をした鉄道施設又は軌道に係る鉄道事業者に貸し付け、又は譲渡すること。
- 七 海上運送事業者と費用を分担して船舶を建造し、当該船舶を当該海上運送事業者に使用させ、及び当該船舶を当該海上運送事業者に譲渡すること。
- 八 前号の規定により船舶を建造する海上運送事業者に対し、当該船舶について、建造若しくは改造又は保守若しくは修理に関する技術的援助を行うこと。
- 九 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する業務を行うこと。
- 十 物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項に規定する業務を行うこと。
- 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 十二 機構は、前項に規定する業務のほか、第三条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
- 一 主要幹線鉄道又は都市鉄道に係る鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良に関する事業を行う鉄道事業者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国補助金等（補助金その他相当の反対給付を受けない給付金であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。
- 二 鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第八条第八項又は踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第十九条第三項の規定による国の補助金の交付を受け、これを財源として、鉄道事業者に対し、補助金を交付すること。
- 三 前二号に規定するもののほか、鉄道施設（軌道施設を含む。）の建設又は改良（これらに関する調査を含む。）に関する事業、鉄道事業に係る技術の開発に関する事業、鉄道事業の業務運営の能率化に関する措置その他の鉄道事業の健全な発達を図る上で必要となる事業又は措置を行う鉄道事業者その他の者に対し、これらの事業等に要する費用に充てる資金の全部又は一

部について、予算で定める国の補助金等の交付を受け、これを財源として、補助金等を交付すること。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

三 機構は、前二項に規定する業務のほか、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第四条第一項に規定する業務を行う。

四 機構は、前三項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内において、次

の業務を行うことができる。
一 第一项第一号又は第五号の鉄道施設で高架のものの建設と一体として建設することが適当であると認められる事務所、倉庫、店舗その他の施設を、当該鉄道施設の建設に伴つて機構が取得した土地に建設し、及び管理すること。

二 鉄道に関する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

（鉄道施設の貸付け等）

第十四条 機構は、前条第一項第三号又は第六号の規定により鉄道施設又は軌道施設を貸し付け、又は譲渡しようとするときは、貸付料又は譲渡価額について、あらかじめ、国土交通大臣の認可を受けなければならない。貸付料を変更しようとするときも、同様とする。

（前項の規定による貸付け及び譲渡に関する事項は、政令で定める。）

（鉄道施設の貸付け等）

第十五条 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、第十三条第一項第九号に掲げる業務（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第二項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）及び第十三条第一項第十号に掲げる業務（物資の流通の効率化に関する法律第二十三条第一項第一号に掲げる業務に限り、出資の決定及び貸付けの決定を除く。）の一部を金融機関に委託することができる。

金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（業務の委託）

第十六条 機構は、前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（第二十四条第一項及び第三十条において「受託金融機関」という。）の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務

四 第十三条第二項の業務

（区分経理等）

第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十三条第一項第一号から第六号までの業務及びこれらに附帯する業務並びにこれらに附帯する業務

二 第十三条第一項第七号及び第八号の業務並びにこれらに附帯する業務

三 第十三条第一項第九号及び第十号の業務

四 第十三条第二項の業務

（区分経理等）

第十九条 機構は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる業務に関する事業に要する費用に充てられる資金として国から交付を受けた補助金等について、同項第四号に掲げる業務に係る勘定（以下「助成勘定」という。）に繰り入れ、当該補助金等の全部に相当する金額を、遅滞なく、同項第一号に掲げる業務に係る勘定（以下「建設勘定」という。）に繰り入れるものとする。

（助成勘定）

第二十条 機構は、第一項の規定にかかわらず、附則第三条第一項の規定により機構が承継した新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号。以下「譲渡法」という。）

第一条に規定する新幹線鉄道施設の譲渡の対価の支払を受ける債権（第二十二条において「特定債権」という。）に基づき、譲渡法第二条に規定する旅客鉄道株式会社から毎事業年度において支払を受ける額（次項において「特定債権に基づく毎事業年度の支払額」という。）については、

助成勘定に繰り入れ、当該額の一部に相当する金額を、次に掲げる事業に要する費用（第一号に掲げる事業については、当該事業に係る借り入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払に要する費用を含む。）の一部に充てるため、建設勘定に繰り入れるものとする。

一 第十三条第一項第一号に掲げる業務に関する事業

二 第十三条第一項第五号に掲げる業務に関する事業（附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号。以下「旧事業団法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付けに係るものに限る。）の最後の事業年度に係る通則法第四前項の規定による繰入れ及び附則第十一条第一項第五号の規定による助成は、政令で定めるところにより、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号に掲げる額を減じて得た額の範囲内において行うものとする。

一 特定債権に基づく毎事業年度の支払額

二 次項及び第六項の規定による繰入れ（附則第三条第十項後段の規定によるものを含む。）、附則第十一条第一項第五号の規定による貸付金（旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による貸付金及び旧事業団法附則第十五条の規定による廃止前の鉄道整備基金法（平成三年法律第四十六号。以下「旧基金法」という。）第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還又は旧事業団法第二十条第七項の協定に基づく寄託金（旧基金法第二十条第六項の協定に基づく寄託金を含む。）の返還があつたときは、当該繰入金、償還金及び返還金の額の合計額

三 当該事業年度における旧事業団法附則第七条第一項の規定により運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）が承継し、さらに、附則第三条第一項の規定により機関が承継した債務の償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借り入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払並びにこれらに係る管理費その他政令で定める費用の支払を含む。第十九条第一項第二号において「特定債務の償還等」という。）の確実かつ円滑な実施に要する費用の額並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律百三十六号。附則第十二条第二項において「債務等処理法」という。）に基づいて機関が行う業務の確実かつ円滑な実施のために附則第三条第十一項の規定により繰り入れる額として政令で定めるところにより算定した額

四 機構は、第一項の規定にかかるらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたもののを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剩余金を生じたときは、当該剩余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

五 機構は、第一項の規定にかかるらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたもののを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剩余金を生じたときは、当該剩余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

六 機構は、第一項の規定にかかるらず、第三項第一号に掲げる事業（附則第十四条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法（昭和三十九年法律第三号。以下「旧公団法」という。）第十九条第一項第一号に掲げる業務に関する事業であつて、譲渡法附則第二条の規定による廃止前の新幹線鉄道保有機構法（昭和六十一年法律第八十九号）附則第十三条第一項の交付金、旧基金法第二十条第一項第一号の交付金又は旧事業団法第二十条第一項第一号の交付金の交付を受けて行われたもののを含む。）について、政令で定めるところにより算定される剩余金を生じたときは、当該剩余金の額に相当する金額を建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

七 機構は、第一項の規定にかかるらず、全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止しようとする鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間ににおいて新たに他の者が鉄道事業を開始しようとする場合において、当該建設線に係る建設工事の工期が遅延したことにより生じた事態に対処するため、第十三条第一項第九号に掲げる業務として当該他の者に対する地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十九条の二第一項第一号の規定による出資を行うときは、当該出資に要する費用に相当する金額を建設勘定から第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に繰り入れるものとする。

八 機構は、第一項の規定にかかるらず、前項の出資に基づいて取得した株式の全部又は一部を処分したときは、当該株式の処分により生じた収入の額（当該株式の取得に要した費用の額を超える額がある場合には、その額を除く。）に相当する金額を第一項第三号に掲げる業務に係る勘定から建設勘定に繰り入れるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十八条 機構は、助成勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三条に規定する業務（前条第三項及び附則第三条第十一項に規定する繰入れを含む。）の財源に充てることができる。

2 機構は、助成勘定において、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を、当該中期目標の期間における同項に規定する積立金として受けた金額を、当該中期目標の期間における同項に規定する積立金として整理することができる。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から前二項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務に係る勘定における通則法第四十四条第一項ただし書の規定の適用については、同項中「第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とあるのは、「政令で定めるところにより計算した額を国庫に納付する場合又は第三項の規定により同項の使途に充てる場合」とする。

5 第一項及び第三項の規定は、前項の勘定について準用する。この場合において、第一項中「通則法第四十四条第一項」とあるのは、「第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券）

第十九条 機構は、次に掲げる業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期間借入金をし、又は鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券（以下「機構債券」という。）を発行することができる。

- 一 第十三条第一項及び第三項に規定する業務を行うために必要がある場合
- 二 特定債務の償還等を行うために必要がある場合

二 前項の規定による機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

三 前項の先取特權の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特權に次ぐものとする。

四 機構は、国土交通大臣の認可を受けて、機構債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

五 会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

六 前各項に定めるもののほか、機構債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第二十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は機構債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(償還計画)

第二十一条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び機構債券の償還計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(財産の処分等の制限)

第二十二条 機構は、通則法第四十八条の規定にかかわらず、特定債権を譲渡し、又は担保に供することができない。これを免除し、又は交換する場合も同様とする。

2 機構は、国土交通大臣の認可を受けた場合でなければ、特定債権の内容を変更することができない。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用)

第二十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。)第四条、第十条第一項及び第二項、第十七条から第二十二条まで並びに第二十四条の二の規定は、第十三条第二項第一号から第三号までの規定により機構が交付する補助金等について準用する。この場合において、補助金等適正化法第十一条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項、第十八条、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十二条並びに第二十四条の二中「各省各局の長」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の理事長」と、補助金等適正化法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

(報告及び検査)

第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四章 雜則

(財務大臣との協議)

第二十五条 国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十四条第一項、第十五条第一項、第十九条第一項若しくは第四項、第二十一条又は第二十二条第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 第十八条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき。

三 第十八条第一項又は第二項の規定による承認をしようとするとき。

第二十六条 機構に係る通則法における主務大臣及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣及び国土交通省令とする。

(他の法令の準用)

第二十七条 不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十八条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

(他の法令の準用)

第二十九条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

附 則 抄

第一条 この法律は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第二十七条、次条、附則第三条及び第二十一条の規定は、同年七月一日から施行する。

(日本鉄道建設公団の解散等)

第二条 日本鉄道建設公団(以下「公団」という。)は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する。

構が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「旧債務等処理法」という。)第二十七条第一項に規定する勘定(以下この項及び次項において「旧特例業務勘定」という。)に係るものと除く。)から負債の金額(旧特例業務勘定に係るものと除く。)を差し引いた額のうち、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、建設勘定において資本剰余金として整理するものとし、第一項の規定による公団の解散の時における公団の資本金に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

5 第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公団の旧特例業務勘定に属する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、附則第十六条の規定による改正後の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「新債務等処理法」という。)第二十七条第一項に規定する勘定(次条において「新特例業務勘定」という。)に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

6 前二項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

7 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(事業団の解散等)

第三条 事業団は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確實に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時において国が承継する。

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律(平成十二年法律第四十七号。以下この条及び附則第十一條において「旧事業団法一部改正法」という。)附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本本政策投資銀行以外の者から事業団に旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充てるべきものとして拠出されたものとされた金額(旧事業団法第二十八条第三号の規定)で定める。

に掲げる業務に係る勘定において旧事業団法第二十九条第一項の規定により積立金として積み立てられている金額があるときは当該金額を加算した金額とし、同条第二項の規定により繰越欠損金として整理されている金額があるときは当該金額を控除した金額とする。並びに旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に係るものを除く。)から負債の金額(同号に掲げる業務に係る勘定に係るものと除く。)を差し引いた額は、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し出資されたものとする。この場合において、政府及び旧日本政策投資銀行からそのぞれ機構に対し出資されたものとされた金額は、事業団に対する政府からの出資額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。)及び旧日本政策投資銀行からの出資額の割合に応じて按分した金額とし、当該出資されたものとされた金額のうち第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に係るものは、政府及び旧日本政策投資銀行から機構に対し第十六条第一項の信用基金に充てるべきものとして出資されたものとする。

5 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する資産のうち機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額のうち、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から旧事業団法附則第七条第一項の規定による解散前の鉄道整備基金(以下「基金」という)に対し出資された金額に相当する金額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。以下この項において同じ。)を除いたものは、助成勘定において第十二条第一項に規定する業務(第十七条第三項及び第十一項に規定する積立金を含む。)の財源に係る積立金又は第十八条第一項に規定する積立金として整理するものとし、旧基金法第五条第一項の規定に基づいて政府から基金に対し出資された金額に相当する金額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

6 前条第六項及び第七項の規定は、前二項の資産の価額について準用する。

7 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、旧事業団法第二十八条第三号に掲げる業務に係る勘定において積立金として積み立てられ、又は繰越欠損金として整理されている金額があるときは、当該金額に相当する金額を、第十七条第一項第三号に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

8 第四項の規定により旧事業団法第二十八条第二号に掲げる業務に係る勘定に属する資産について第六項において準用する前条第六項の評価委員が評価した場合において、当該評価された資産の価額が当該勘定に属する負債の金額を超えないときは、当該評価された資産の価額と当該勘定に属する負債の金額との差額及び第一項の規定による事業団の解散の時における当該勘定に属する資本金の額(第二項の規定により国が承継する資産がある場合には、当該資産の価額に相当する金額を除く。)の合計額に相当する金額の繰越欠損金が当該勘定において計上されていたものとみなす。

9 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、旧事業団法一部改正法附則第三条第五項の規定により政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から事業団に対し旧事業団法第二十四条の三第一項の信用基金に充るべきものとして拠出されたものとされた金額は、政府及び旧日本政策投資銀行以外の者から機構に対し第十六条第一項の信用資金に充てるべきものとして拠出されたものとする。

10 旧事業団法第二十条第一項第三号の規定により事業団から公团に対して貸し付けた資金(旧基金法第二十条第一項第三号の規定により基金から公团に対して貸し付けた資金を含む。)のうち機構の成立の日までに償還されていないものの額に相当する金額は、機構の成立の時において助成勘定から建設勘定に繰り入れられたものとみなす。この場合において、機構は、当該繰入金を旧事業団法第二十条第九項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、後日、建設勘定から助成勘定に繰り入れるものとする。

11 機構は、新債務等処理法に基づいて自らが行うこととされた業務を確實かつ円滑に実施するため、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した公團に対して負担する債務のうち機構の成立の日までに償還されていないもの及び当該未償還の債務に係る利子の額に相当する金額を、旧事業団法附則第七条第五項に規定する償還条件を勘案して政令で定める方法により、助成勘定から新特例業務勘定に繰り入れるものとする。

第五条 機構は、通則法第三十条第一項又は第三十八条第一項の規定による認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る中期計画又は財務諸表を株式会社日本政策投資銀行に送付しなければならない。ただし、通則法第四十六条の三第三項の規定による持分の払戻しを受けたことにより株式会社日本政策投資銀行が持分を有しないこととなつたときは、この限りでない。

第六条 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する次の各号に掲げる長期借入金又は債券に係る債務について政府がした当該各号に掲げる保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金又は債券に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

一 公團の長期借入金 旧債務等処理法第二十八条において読み替えて適用される旧公團法第二十九条の二の規定による保証契約

二 事業団の長期借入金 旧事業団法第三十一条の規定による保証契約

三 鉄道建設債券 旧公團法第二十九条の二の規定による保証契約

四 鉄道整備基金債券 旧事業団法附則第八条第一項の規定により従前の条件により存続するものとされた保証契約

5 一 公團の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下この条及び附則第十一条において「保有機構」という。)の長期借入金及び基金の長期借入金とみなす。

二 鉄道建設債券、運輸施設整備事業団債券及び鉄道整備基金債券

6 附則第二条第一項又は第三条第一項の規定により機構が承継する債務に係る次に掲げる長期借入金及び債券は、第二十二条の規定の適用については、それぞれ、同条の长期借入金及び機構債券とみなす。

7 一 公團の長期借入金及び事業団の長期借入金並びに旧基金法附則第四条第五項に規定する日本国有鉄道の長期借入金、譲渡法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構(以下この条及び附則第十一条において「保有機構」という。)の長期借入金及び基金の長期借入金とみなす。

8 附則第二条第一項の規定による公團の解散の際現にその職員として在職する者(旧債務等処理法附則第二十五条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第一項の規定の適用を受けた者であつて、旧債務等処理法附則第二条第一項の規定による日本国有鉄道清算事業団の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き公團の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第二項中「清算事業団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

9 日本国鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在職する者(譲渡法附則第十九条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法第三十六条第二項中「清算事業団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。)

10 日本国鉄道改革法(昭和六十一年法律第八十七号)第二十三条第七項の規定は、附則第三条第一項の規定による事業団の解散の際現にその職員として在籍し、かつ、引き続き事業団の職員となつたものに限る。)で引き続き機構の職員となつたものが機構を退職する場合における退職手当の支給について準用する。この場合において、日本国有鉄道改革法第二十三条第七項中「承継法人」とあり、及び「当該承継法人」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」と読み替えるものとする。

(機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用)

第七条 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。第二条の規定による改正前の共済法(昭和三十三年法律第二百二十八号)次項において「平成八年改正前の共済法」という。第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者(施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。)」とあるのは、「運輸施設整備事業団(以下この項において「事業団」という。)の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所(厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。)であるものに使用される同法による被保険者であった者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この項において「機構」という。)の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するもののうち機構の成立の日において機構の被保険者(機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。)であるもの、機構の成立の日の前日において事業団の被保険者(事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。)であつた者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの(事業団の成立の日の前日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるものに使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の被保険者であるものを除く。)のうち適用事業所であるものに使用されるに至つた日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第二百八十一号)以下この項において「機構法」という。附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法(平成九年法律第八十三号)第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所(日本国

備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

八	前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
2	機構は、第十三条及び前項に規定する業務のほか、次の業務を行うものとする。 一 当分の間、債務等処理法第十三条第一項から第三項まで並びに附則第七条第一項第二号及び第三号に規定する業務を行うこと。 二 平成二十四年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第四条第一項第一号及び第三号に規定する業務を行うこと。 三 債務等処理法附則第四条第一項第二号及び第六条第一項に規定する業務を行うこと。 四 令和十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項及び第七条第一項第一号に規定する業務を行うこと。
3	機構は、第十三条及び前二項に規定する業務のほか、旧基金法附則第十一条第二項の規定により基金が承継し、さらに、旧事業団法附則第七条第一項の規定により事業団が承継した債務のうち附則第三条第一項の規定により機構が承継するものの償還及び当該債務に係る利子の支払（これらに係る借り入れに係る債務の償還及び当該債務に係る利子の支払を含む）に関する業務、保有設に係る当該承継に伴う所有権の移転の登記に関する業務その他同項の規定による権利及び義務の承継に伴い必要となる業務を行うものとする。
4	第十三条第一項第五号の規定により機構が行う鉄道施設の建設又は大改良に関する事業であつて、旧公団法第二十二条第二項の規定による工事実施計画の指示を受けて公団が当該建設又は大改良を行つていたもののうち、同条第四項の規定による協議により割賦支払の方法により当該鉄道施設を譲渡することとされているものについては、同条の規定は、当該事業が終了するまでの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項第四号」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号。以下この条において「機構法」という。）第十三条第一項第五号」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは、「鉄道施設」と、「第八条第一項、第九条第一項若しくは」とあるのは、「第九条第一項又は」と、「認可又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第五条第一項の規定による認可」とあるのは、「認可」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは、「鉄道事業者」と、「公団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この条において「機構」という。）」と、同条第二項中「大都市圏（政令で定める大都市及びその周辺の地域をいう。）」とあるのは、「機構法第四条第四号に規定する大都市圏」と、「必要であり、又は政令で定める建設若しくは大改良に該当するものとして特に必要であり」とあるのは、「必要であり」と、「公団」とあるのは、「機構」と、同条第四項中「公団」とあるのは、「機構」と、「鉄道事業者又は軌道経営者」とあるのは、「鉄道事業者」と、「鉄道施設又は軌道施設」とあるのは、「鉄道施設」とする。
5	この法律の施行の際現に旧事業団法第二十条第一項第二号に掲げる業務に関する規定による認定により事業団が締結している協定、同条第一項第八号の規定により事業団が締結している保証契約に係る事業団の業務について定めることとする。
6	第一項第五号の規定による助成は、次条第一項の規定による認定を受けた事業について行うものとする。
7	第一項第五号の規定による貸付金の償還に關し必要な事項は、政令で定める。
8	第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。
9	第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。
10	第一項、第三項及び第五項の規定によりこれらの規定に規定する業務が行われる場合には、第一項第六号の規定による長期借入金の利率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の経営状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。
11	機構は、旧事業団法第二十条第一項第三号の規定による東京地下鉄株式会社への貸付金（旧基金法第二十条第一項第三号の規定による貸付金を含む。）の償還金に係る經理については、助成勘定において行うものとする。
12	（事業の認定）

第十二条	東京地下鉄株式会社は、前条第一項第五号の規定による助成を受けて都市鉄道に係る鉄道施設の建設又は同号の政令で定める大規模な改良に関する事業を行おうとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、事業認定申請書を国土交通大臣に提出し、当該事業について同号に掲げる業務の対象とすることが適当である旨の認定を受けることができる。
1	国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が通則法第二十九条第一項に規定する中期目標（以下この条において「中期目標」という。）において定める前条第五号に掲げる業務の対象となる事業の基準に適合しており、かつ、中期目標に定めた当該業務の実施に關し必要なその他の事項に照らして当該事業に係る都市鉄道の整備を促進することが適切であると認めるときは、前項の規定による認定をするものとする。
2	国土交通大臣は、第一項の規定による認定を受けた事業が中期目標に定めた前項の基準に適合しなくなつたと認めるとき、正当な理由がないのに当該事業が適切に実施されていないと認めるとき、その他中期目標に照らして当該事業を前条第一項第五号に掲げる業務の対象とすることが適當でなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
3	国土交通大臣は、第一項の規定による認定をしたときは、その旨を機構に通知しなければならない。前項の規定により認定を取り消したときは、同様とする。
4	（財務大臣との協議）
第十三条	国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。 一 附則第十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公団法第二十二条第一項の規定による工事実施計画を定め、又は変更しようとするとき。 二 附則第十一条第九項の規定により同項の長期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定める。
14	（日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止）
1	日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止する。
二	日本鉄道建設公団法
二	運輸施設整備事業団法

(日本鉄道建設公団法及び運輸施設整備事業団法の廃止に伴う経過措置)

第十五条 旧公団法(第十条を除く。)、旧事業団法(第十一条を除く。)又は旧債務等処理法(第十八条を除く。)の規定によりした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

処理法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第十五条まで、前二条及び第二十一条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一四年一二月一八日法律第一八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第二十二条までの規定

は、平成十六年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年六月二日法律第七一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一六年六月九日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日から施行する。

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それ

ぞれ当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 附則第四十二条の規定(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百三十号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則 (平成一六年六月一八日法律第一二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 略

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 略

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

各号に定める日から施行する。

一 略

第一条 第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二

十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定

は、平成十七年四月一日

附則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

第一条 第七条、第十条、第十三条及び第十八条並びに附則第九条から第十五条まで、第二

十八条から第三十六条まで、第三十八条から第七十六条の二まで、第七十九条及び第八十一条の規定

は、平成十七年四月一日

附則 (平成一六年六月二三日法律第一三五号) 抄

(施行期日)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

二 附則 第十七条の規定(この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律(平成十六年法律第一百三十二号)の公布の日のかれか遅い日

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年三月三一日法律第一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

二 附則 第十七条の規定(この法律の公布の日又は国家公務員共済組合法等の一部を改正する法

律(平成十六年法律第一百三十二号)の公布の日のかれか遅い日

附則 (平成一七年七月二六日法律第八七号) 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附則 (平成一八年五月一七日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則 第十三条中港湾法第五十条の二及び第五十五条の七第二項の改正規定並びに第四条の規定並びに附則第十三条、第十四条第一項、第十五条及び第二十二条の規定(平成十八年四月一日又はこの法律の公布の日のかれか遅い日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正に伴う経過措置

第十三条 第四条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十七条第一項の規定は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の平成十八年四月一日に始まる事業年度に係る經理から適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該規定の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなおその効力を有することとされる場合における附則第四条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第十六条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後七年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めたときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(政令への委任)

第十九条 附則第一项(平成一九年六月一三日法律第八五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

二 附則 第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定(平成二十年十一月一日

附則 (平成一九年六月一三日法律第八五号) 抄

(財政融資資金の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への運用に関する特例)

第六十条 財政融資資金は、財政融資資金法第十一条第一項の規定にかかるらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下この条において「鉄道・運輸機構」という。)の業務に要す

る経費に充てるため鉄道・運輸機構が借り入れをする場合における鉄道・運輸機構に対する貸付け（第三項において単に「貸付け」という。）に運用することができる。

2 財政融資資金は、財政融資資金法第十条第一項の規定にかかるわらず、鉄道・運輸機構の業務に要する経費に充てるため鉄道・運輸機構が発行する債券（次項において「鉄道・運輸機構債券」という。）に運用することができる。

3 第一項の規定により貸付けに運用される財政融資資金又は前項の規定により鉄道・運輸機構債券に運用される財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律の規定の適用については、鉄道・運輸機構を財政融資資金法第十条第一項第七号に規定する法人とみなす。

附 則（平成二二年五月二八日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二三年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（調整規定）

第八条 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の施行の日以後となる場合には、附則第六条の規定は、適用しない。（その場合において、第

三条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第八項の改正規定中「同条第三項」とあるのは、「同条第四項」と、「第十二条第三項」と、「同項第二号」に「とあるの

は「第十二条第四項」と、「同項第一号」に改め、「及びこれらに附帯する業務」の下に「並びに「同条第三項」を加え」と、「同条第五項」とあるのは、「同条第五項」に、「と、同項第三号」を

並びに「第十二条第三項」と、「同項第三号」とする。

附 則（平成二四年八月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、そ

れぞれ当該各号に定める日から施行する。

一次条並びに附則第三条、第二十八条、第一百五十九条及び第一百六十条の規定（公布の日（調整規定）

第一百四十六条 この法律の施行の日が外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律（平成八年法律第七十一号）の施行の日前である場合には、同法附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第七条第二項の改正規定中「附則第七条第二号」とあるのは、「附則第七条第二項」とあるのは、「附則第七条第一項」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二五年一月二二日法律第七六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律（以下「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十六年度の予算から適用する。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定（公布の日（処分等の効力）

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分 手續その他の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則（平成二七年五月二七日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条並びに附則第六条、第七条第二項及び第九条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行前に交付した第二条の規定による改正前の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第二十四条に規定する助成金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（調整規定）

第七条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前二条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第三条の改正規定中「第三条」とあるのは、「第三条第一項」と、同法附則第十一条第九项の改正規定中「第十二条第三項」を「第十三条第三項」とあるのは、「第十二条第四項」を「第十三条第四項」と、「第三号」を削り、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」にとする。

二 不当廉価建造契約防止法の施行の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前である場合（前項に規定する場合を除く。）には、前条の規定は、適用しない。

附 則（平成二八年三月三一日法律第十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年一月一八日法律第七九号）抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第五条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前条の規定（調整規定）は、適用しない。

附 則（平成三十一年五月二十五日法律第二十九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成三十一年六月一日法律第四〇号）抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（調整規定）

第四条 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、附則第二条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条の改正規定	第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項	第十三条第四項中「前三項」を「前四項」とし、同条第二項
第十七条第一項第一号	同条第三項	3 機構は、前二項
の改正規定	若しくは第三項	4 機構は、前三項
第十九条第一項第一号	第三項	4 機構は、前二項
の改正規定	若しくは第四項	4 機構は、前三項
附則第七条第一項の改正規定	第三項	4 機構は、前二項
前項の場合において、前条の規定は、適用しない。	第三項若しくは第四項	4 機構は、前三項
（施行期日等）	第三項若しくは第四項	4 機構は、前三項
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	第三項若しくは第四項	4 機構は、前三項

附 則（平成三十一年六月二二日法律第六三号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定及び附則第九条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の改正規定（第二十一条の五）を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十二条の規定（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第十二条第二項の改正規定を除く。）、附則第二十三条の規定（附則第二十四条の規定（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二十七条の五第二項の改正規定（第十五条第一項）を「第十六条第一項」に改める部分に限る。）、附則第二十七条の十九の改正規定（第十五条）を「第十六条」に改める部分に限る。）及び同

機構法（平成十四年法律第一百八十号）附則第十一条第二項第四号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第九号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、令和四年六月一七日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第一項の規定については、公布の日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日法律第一八号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年五月一七日法律第一四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年五月二二日法律第一四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

法第三十五条第二項の改正規定（「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める部分に限る）を除く。）、附則第二十五条の規定（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）第十三条第二項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十六条の規定（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十九条の三の改正規定（「第八条第一項」を「第六条」に改める部分に限る。）を除く。）、附則第二十七条及び第二十八条の規定、附則第二十九条の規定（文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第八条第一項の改正規定（「第二十三条」を「第二十一条の五」に改める部分に限る。）を除く。）並びに附則第三十条及び第三十一条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則（令和六年五月一五日法律第二三号）抄

（施行期日）

- 第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
 - 二 第一条中流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条の二第一項第一号の改正規定並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十五条第一項の改正規定（「、貸付け」を「、出資の決定及び貸付け」に改める部分に限る。）公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日